

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年8月21日(2008.8.21)

【公表番号】特表2008-506462(P2008-506462A)

【公表日】平成20年3月6日(2008.3.6)

【年通号数】公開・登録公報2008-009

【出願番号】特願2007-521581(P2007-521581)

【国際特許分類】

A 6 1 M 25/00 (2006.01)

A 6 1 L 29/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 25/00 3 0 6

A 6 1 L 29/00 W

【手続補正書】

【提出日】平成20年7月2日(2008.7.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

管材と、該管材を少なくとも部分的に包囲するコイルとを備えるカテーテルであって、該コイルは、第1材料からなる第1部分と、該第1材料とは異なる第2材料からなる第2部分とを備え、

該コイルの第2部分は、該コイルの第1部分の内側に配置されることと、

該カテーテルは、植込み可能な医療用人工器官搬送システムにおいて内カテーテルとして使用できるように形成されることとを特徴とするカテーテル。

【請求項2】

前記コイルは、前記管材の外面と一体である請求項1に記載のカテーテル。

【請求項3】

前記コイルは、前記カテーテルの周囲にらせん状に巻き付けられる請求項1に記載のカテーテル。

【請求項4】

前記第1材料はポリマーを含む請求項1に記載のカテーテル。

【請求項5】

前記ポリマーは、ポリアミド、ポリウレタン、スチレンブロックポリマーおよびこれらの混合物から選択される請求項4に記載のカテーテル。

【請求項6】

前記第2材料は金属または合金を含む請求項1に記載のカテーテル。

【請求項7】

前記第2材料は、ステンレス鋼、形状記憶合金、プラチナ、金およびこれらの組合せから選択される請求項6に記載のカテーテル。

【請求項8】

前記カテーテルの軸線方向の長さに沿って、前記管材およびコイルの少なくとも一部を包囲するコーティングをさらに備える請求項1に記載のカテーテル。

【請求項9】

前記コーティングは、前記管材の露出面および前記コイルの露出面と接触する請求項8に

記載のカテーテル。

【請求項 1 0】

前記コーティングは熱収縮コーティングである請求項 8 に記載のカテーテル。

【請求項 1 1】

管材と、該管材を少なくとも部分的に包囲するコイルとを有するカテーテルと、

該管材を少なくとも部分的に包囲するシースとを備える植込み可能な医療用人工器官搬送システムであって、

該コイルは、第 1 材料からなる第 1 部分と該第 1 材料とは異なる第 2 材料からなる第 2 部分とを備えることと、

該カテーテルおよび該シースは、それらの間に植込み可能な医療用人工器官を配置できるように形成されることと特徴とする搬送システム。

【請求項 1 2】

前記カテーテルと前記シースとの間に前記植込み可能な医療用人工器官をさらに備える請求項 1 1 に記載の植込み可能な医療用人工器官搬送システム。

【請求項 1 3】

管材と、

該管材を少なくとも部分的に包囲するコイルと、

該管材およびコイルを少なくとも部分的に包囲するコーティングとを備えるカテーテルであって、

該カテーテルは、植込み可能な医療用人工器官搬送システムにおいて内カテーテルとして使用できるように形成されることと特徴とするカテーテル。

【請求項 1 4】

前記コーティングは、前記管材の露出面および前記コイルの露出面と接触する請求項 1 3 に記載のカテーテル。

【請求項 1 5】

前記コーティングは熱収縮コーティングである請求項 1 3 に記載のカテーテル。

【請求項 1 6】

前記コーティングは、ポリエステル、FEP、およびPTFE から選択される請求項 1 3 に記載のカテーテル。

【請求項 1 7】

前記コイルは、前記管材の外面と一体である請求項 1 3 に記載のカテーテル。

【請求項 1 8】

前記コイルは、前記カテーテルの周囲にらせん状に巻き付けられる請求項 1 3 に記載のカテーテル。

【請求項 1 9】

第 1 材料と、該第 1 材料とは異なる第 2 材料とを含む請求項 1 3 に記載のカテーテル。

【請求項 2 0】

管材と、該管材を少なくとも部分的に包囲するコイルと、該管材および該コイルを少なくとも部分的に包囲するコーティングとを備えるカテーテルと、

該カテーテルを少なくとも部分的に包囲するシースとを備える植込み可能な医療用人工器官搬送システムであって、

該カテーテルおよび該シースは、それらの間に植込み可能な医療用人工器官を配置できるように形成されることと特徴とする搬送システム。

【請求項 2 1】

前記カテーテルと前記シースとの間に前記植込み可能な医療用人工器官をさらに備える請求項 2 0 に記載の植込み可能な医療用人工器官搬送システム。